

秋田市告示第279号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和4年11月9日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者に納付させる歳入

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

2 指定納付受託者の名称、所在地および指定した年月日

名 称	所 在 地	指定した年月日
株式会社秋田国際カード	秋田県秋田市大町一丁目3番8号 秋田ディライトビル3階	令和4年11月9日
株式会社秋田ジェーシービーカード	秋田県秋田市大町二丁目4番4号	令和4年11月9日